

「領収証」等に係る印紙税 の非課税範囲が変わりました

「金銭又は有価証券の受取書（領収証等）」の印紙税
の非課税範囲が、次のように変わりました。

受取書の（領収証等）の受取金額が

改正前

3万円未満

は非課税

（3万円以上は課税）



平成26年4月1日以降作成分

5万円未満

は非課税

（5万円以上は課税）

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」や「レシート」のほか、請求書や納品書などに「代済」、
「了」などと記入したものや、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものは、「金銭又は有価証券の受取書」に該当します。